

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値(案)に対する意見募集の実施結果について(案)

平成 24 年 9 月 日
環境省水・大気環境局
土壤環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を電子政府の総合窓口(e-Gov)及び環境省ホームページに掲載
- ・記者発表

(2) 意見募集期間

平成 24 年 6 月 29 日(金)～平成 24 年 7 月 30 日(月)

(3) 意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の実施結果

(1) 意見提出件数 : 4 通(4 件)

(2) 提出されたご意見とご意見に対する考え方 : 別紙の通り

(別紙)

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	<p>水産動植物の被害防止に係る登録保留基準値案は理論的であり、諸データは許容できる。一方、難溶性の農薬については、助剤を添加して試験液中の被験物質濃度を高くして試験を行うのではなく、むしろ被験物質を強制経口投与する試験を行うべきではないか。</p> <p>また、助剤を用いずに実施した試験がある場合は、推奨種(コイ)による試験でなくても採用すべきではないか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>農薬は、農作物にむらなく付着させて、その効果を十分に発揮させるため、助剤を添加して製剤化されています。</p> <p>このため、河川等では水溶解度以上の濃度で溶解していることが想定されることから、そのようなばく露の状況を再現するため、水産動植物への影響に関する試験においては供試生物に対して毒性が弱く、かつ、被験物質の性質を変えないものであれば、助剤を使用することが認められています。また、OECD ガイドラインにおいても、農薬について水産動植物への影響に関する試験を実施する場合には助剤を使用することが認められています。</p> <p>なお、水産動植物への影響に関する試験については、各試験の内容を精査し推奨種以外の種を用いて行われた試験成績についても採用しております。</p>
2	<p>ミツバチの大量死が発生している。</p> <p>ラジコンヘリによる空中散布で毎年たくさんの蜂が死ぬので、何とかやめさせる方法はないか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>いただいたご意見は関係府省にお伝えします。</p>
3	<p>水中で急速に分解する農薬については、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値(以下、「水産基準値」という。)を試験開始時の試験液の実測濃度を基に設定している場合があるが、分解物の影響が大きいとリスクが正しく把握されない懸念がある。</p> <p>このため、これらの農薬の水産基準値設定の際には以下のいずれかの対応をすべきではないか。</p> <p>水産基準値は、試験開始時の試験液の実測濃度ではなく、試験期間中の試験液の実測濃度の平均値に基づい</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>個別農薬の水産基準値については、提出された試験成績の内容を精査し、農薬の特性を踏まえ、適したリスク評価を行っております。</p> <p>なお、分解の早い農薬については、将来の分解物の評価方法の検討に資するため、情報の収集・整理を図ることとしており、いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただくとともに、引き続き科学的知見の収集に努めてまいります。</p>

	<p>て設定する。ただし、環境中予測濃度と比較するリスク評価の際は試験開始時の試験液の実測濃度に基づいた毒性値と比較する。</p> <p>水産基準値に何らかの注釈を記載する。</p>	
4	<p>農薬の残留した食品は食べたくない。</p> <p>農薬使用を縮小してほしい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>いただいたご意見は関係府省にお伝えします。</p>